

佐世保工業高等専門学校情報化改組運営会議要項

(令和5年8月22日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、令和5年7月21日選定された文部科学省令和4年度第2次補正予算で造成された基金による「大学・高専機能強化支援事業」（以下「本事業」という。）に係る改組に関する事項を審議するため、佐世保工業高等専門学校校務執行会議規程第8条の規定に基づき臨時機関として設置する佐世保工業高等専門学校情報化改組運営会議（以下「改組運営会議」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 改組運営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 本事業全体の管理運営に関する事
- 二 本事業における人事に関する事
- 三 本事業における予算配分及び予算執行に関する事
- 四 その他本事業において、校長が必要と判断した事項

(組織)

第3条 改組運営会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長
- 二 筆頭副校長
- 三 事務部長
- 四 副校長
- 五 各学科長及び基幹教育科長
- 六 校長補佐（広報・男女共同参画推進担当）
- 七 地域共同テクノセンター長
- 八 情報処理センター長
- 九 技術室長
- 十 総務課長及び学生課長
- 十一 技術長
- 十二 第5条に定める高度情報化改組WG委員
- 十三 その他校長が必要と認めた者

(議長)

第4条 改組運営会議は、校長が必要に応じ招集し、その議長となる。

- 2 校長に事故があるときは、筆頭副校長又はあらかじめ校長が指名した者がその職務を代行する。

(高度情報化改組WG)

第5条 改組運営会議に、特定の事項を調査・検討するため、高度情報専門人材育成のための改組実施ワーキンググループ（以下「高度情報化改組WG」という。）を置くことができる。

- 2 高度情報化改組WGの委員は、校長が委嘱する。
- 3 高度情報化改組WGでの検討結果は、改組運営会議に報告するものとする。

(事務)

第6条 改組運営会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、改組運営会議の運営に関し必要な事項は、適宜校務執行会議で審議する。

附 則

この要項は、令和5年8月22日から施行する。